

**公益社団法人日本ボート協会 裁定委員会規定
現行条文・改正案対照表**

現行条文 下線を削除	改正案 下線を追記
<p>第3条(裁定委員長)</p> <p>1. 裁定委員長は1名とする。</p> <p>2. 本会の監事のうち弁護士資格を有する者は、<u>次項の場合を除き、当然に裁定委員長に就任し、この者が、監事を退任するか、または、弁護士資格を失うまでの間、その任に就くするものとする。</u></p> <p>3. <u>弁護士資格を有する監事が2名以上存する場合は、これらの者における互選によって裁定委員長を定める。</u></p>	<p>第3条(裁定委員長候補者)</p> <p>1. 裁定委員長候補者は1名または2名とする。</p> <p>2. 本会の監事のうち弁護士資格を有する者は、当然に裁定委員長候補者に就任するものとする。</p> <p>3. <u>本会の監事のうち弁護士資格を有する者がいないとき(退任等によりいなくなったときを含む)は、下記の各要件の全てを備える者のうちから、業務執行会議が推薦し、理事会が承認した者1名または2名を、裁定委員長候補者に選任しなければならないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①ボート競技の経験者であること ②弁護士資格を有するかまたは裁判官の経験を有すること ③過去5年間に本会の理事・委員・オフィサーを務めたことがないこと ④裁定委員長にふさわしい人格識見の持ち主であると認められること ⑤本人が就任につき予め受諾していること</p> <p>4. <u>本会の監事のうち弁護士資格を有する者が1名のみときは、裁定委員長候補者をもう1名選任することが出来るものとし、その資格要件および選任手続については前項と同様とする。</u></p>
	<p>第3条の2(裁定委員長候補者の任期)</p> <p>1. <u>監事である裁定委員長候補者の任期は監事としての任期に従うものとし、再任を妨げない。</u></p> <p>2. <u>前条第3項または4項により選任された裁定委員長候補者の任期は選任のときから2年間とする。但し再任を妨げない。</u></p>
<p>第4条(裁定委員候補者)</p> <p>指導者や選手、審判としてボート競技を経験した者であって、過去5年間に本会の理事・委員・オフィサー等を務めたことがなく、社会的知識と経験に富み、本人が裁定委員就任について予め受諾し、本会の理事会が承認した者、<u>少なくとも5名程度を、常時、裁定委員候補者として登録するものとする。</u></p>	<p>第4条(裁定委員候補者)</p> <p>指導者や選手、審判としてボート競技を経験した者であって、過去5年間に本会の理事・委員・オフィサー等を務めたことがなく、社会的知識と経験に富み、本人が裁定委員就任について予め受諾し、本会の理事会が承認した者、<u>30名程度を目途に、常時、裁定委員候補者として登録するものとする。</u></p>
<p>第5条(任期)</p> <p>1. <u>裁定委員長の任期は、監事としての任期に従うものとし、再任を妨げない。</u></p> <p>2. <u>裁定委員候補者の任期は、裁定委員候補者名簿に登録された日から2年間とする。但し、再任を妨げない。</u></p>	<p>第5条(裁定委員候補者の任期)</p> <p>裁定委員候補者の任期は、裁定委員候補者名簿に登録された日から2年間とする。但し、再任を妨げない。</p>
<p>第11条(申立の受理)</p> <p>1. 不服申立について、申立の当事者、対象となる決定等、申立の期限、提出書面、申立予納金、その他が、この規定に適合しているときは、裁定委員会事務局において、申立を受理する。但し、<u>本会内部通報規定14条に基づく通報者からの不服申立の場合には、匿名(仮称と連絡先等で申立人を特定する)での申立も可能とする。</u></p> <p>2. 裁定委員会事務局が申立を受理したときは、直ちに、裁定委員長に対し、申立書等を送付して、申立を受理した旨を通知する。</p>	<p>第11条(申立の受理)</p> <p>1. 不服申立について、申立の当事者、対象となる決定等、申立の期限、提出書面、申立予納金、その他が、この規定に適合しているときは、裁定委員会事務局において、申立を受理する。但し、<u>本会内部通報規定14条に基づく通報者からの不服申立の場合には、匿名(仮称と連絡先等で申立人を特定する)での申立も可能とする。</u></p> <p>2. 裁定委員会事務局が申立を受理したときは、直ちに、裁定委員長候補者に対し、申立書等を送付して、申立を受理した旨を通知する。</p>
<p>第12条(裁定委員会招集)</p> <p>1. 不服申立が受理されたときは、直ちに、裁定委員長及び裁定委員2名から成る裁定委員会を招集してこれを構成する。</p> <p>2. 裁定委員2名については、裁定委員長が、裁定委員候補者として名簿に登録されている者の内から選任する。</p>	<p>第12条(裁定委員会招集)</p> <p>1. 不服申立が受理されたときは、直ちに、裁定委員長及び裁定委員2名から成る裁定委員会を招集してこれを構成する。<u>裁定委員長候補者が2名存する場合は互選により裁定委員長を定める。</u></p> <p>2. 裁定委員2名については、裁定委員長が、裁定委員候補者として名簿に登録されている者の内から選任する。</p>
<p>※以上の各条文の改正理由</p> <p>現行1名とされている裁定委員長につき、原則として2名の裁定委員長候補者体制をとり、このうちから申立人や補助参加人らとの関係がより希薄な者が裁定委員長に就任することとする。</p> <p>また、裁定委員候補者を増員し、裁定委員会の構成に支障の生じないようにする。</p>	
<p>第14条(審問期日の指定)</p> <p>裁定委員長は、裁定委員2名が確定した後、概ね1週間以内の日を審問期日として指定し、この期日を申立人と相手方(補助参加人が存在する場合はこれを含む。以下、この者らを「各当事者」と総称する)に告知するとともに、相手方における答弁書及び反証資料の提出、補助参加人における主張書面と立証資料の提出、その他の事前準備の指示をする。</p>	<p>第14条(審問期日の指定)</p> <p>裁定委員長は、裁定委員2名が確定した後、概ね3週間以内の日を審問期日として指定し、この期日を申立人と相手方(補助参加人が存在する場合はこれを含む。以下、この者らを「各当事者」と総称する)に告知するとともに、相手方における答弁書及び反証資料の提出、補助参加人における主張書面と立証資料の提出、その他の事前準備の指示をする。</p>

※上記条文の改正理由

裁定委員会の構成から概ね1週間以内に審問期日を指定するとされているものを、概ね3週間以内と改めることにより、相手方における準備期間を延長するとともに、新設する第14条の2に規定する話し合期日を設定する期間を確保するための改正。

	<p>第14条の2(話し合前置)</p> <p>1. 裁定委員長は、各当事者に対し、指定された審問期日に先がける日を、各当事者の日程調整のうえ、各当事者間における話し合期日として指定し、前条の審問期日の告知とともに告知するものとする。話し合期日は複数の日にわたることを妨げないものとする。</p> <p>2. 裁定委員長は、話し合期日における補佐人および代理人の同席を許すか否かを決定し、前項の期日の告知とともに各当事者に通知するものとする。</p> <p>3. 話し合期日には、裁定委員長または裁定委員のうちの一名が同席して、話し合における調停役を務めなければならない。調停役は、アスリートファーストの精神に則り、選手が忌憚のない意見を述べやすい雰囲気醸成することに努めなければならないものとする。</p> <p>4. 話し合期日における話し合は非公開で行い、これに参加する者は第15条第3項に規定すると同様の守秘義務を負うものとする。但し、話し合に同席した裁定委員長または裁定委員のうちの一名が参加しなかった裁定委員長および裁定委員に対して話し合の経過を報告する場合を除く。</p> <p>5. 話し合期日の告知を受けた各当事者は話し合に出席する義務を負うものとする。</p> <p>6. 話し合が成立せず不調に終わったときは、各当事者に対する拘束は一切生じないものとする。</p> <p>7. 話し合が成立したときは、第17条に定める和解成立の場合と同様の効力が生じるものとする。</p>
--	---

※上記条文の新設理由

オアズマン同士の話し合によって問題解決を図る機会を制度的に保障するとともに、話し合が実効性のあるものとするための条項

<p>第19条(裁定判断の効力)</p> <p>1. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を認容し、決定等を取り消すもの等である場合、この判断は本会(理事会)を拘束し、本会は、これに従うものとする。</p> <p>2. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を棄却した場合、この判断を不服とする申立人は、仲裁機構に仲裁の申立をすることができる。</p>	<p>第19条(裁定判断の効力)</p> <p>1. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を認容し、決定等を取り消すもの等である場合、この判断は本会(理事会)を拘束し、本会は、これに従うものとする。</p> <p>2. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を棄却した場合、この判断を不服とする申立人は、仲裁機構に仲裁の申立をすることができる。</p> <p>3. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を認容し、決定等を取り消すもの等である場合、この判断を不服とする補助参加人は、仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づいて仲裁機構に仲裁の申立をすることができる。</p>
<p>第20条(裁定前置主義)</p> <p>前条第2項のとおり、決定等について仲裁機構に仲裁の申立をするためには、裁定委員会による裁定手続を経なければならない。</p>	<p>第20条(裁定前置主義)</p> <p>前条第2項および第3項のとおり、決定等について仲裁機構に仲裁の申立をするためには、裁定委員会による裁定手続を経なければならない。</p>

※上記各条文の改正理由

主張が認められなかった補助参加人において、改めて本会の裁定申立をすることなく仲裁機構の仲裁を求めることが妨げられないことを明確にするための改正

	<p>付則に次の条項を新設する (裁定判断の要旨の公表)</p> <p>裁定委員会は、裁定書を交付したときは遅滞なく、裁定判断の結論及び要旨を公開し、裁定手続の透明性を確保するものとする。但し、申立人、補助参加人、その関係者らの氏名を伏せること等により、これらの者のプライバシーや名誉を侵害することのないようにしなければならない。</p>
--	---

※上記条文新設の理由

裁定判断の要旨等の公開により手続の透明性を確保するため